

## ○国際武道大学における公的研究費の取扱いに関する規程

平成27年5月25日 制定

### (目的)

第1条 この規程は、国際武道大学（以下「本学」という。）における公的研究費の取扱いに関して、適正に運営及び管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において「公的研究費」とは、文部科学省及び他府省が所管する競争的資金制度に基づく公的研究費補助金をいう。

2 前項に掲げる公的研究費以外の競争的資金等の交付を受けようとする場合においても、この規程を準用する。

3 この規程において「不正使用」とは、実体を伴わない給与等を支払わせること、架空の取引により代金を支払わせ業者への預け金として管理させること、実体の伴わない旅費を支払わせることをはじめとする、法令、研究費を配分した機関の規定及び本学の規定に違反する経費の使用をいう。

4 この規程において「配分機関」とは、本学に対して公的研究費を配分する機関（文部科学省及び他府省又はそれらが所管する独立行政法人等）のことをいう。

### (責任と権限)

第3条 本学の公的研究費を適正に運営及び管理するために最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者を置く。

(1) 最高管理責任者は、本学全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負うものとし、学長をもって充てる。

(2) 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について本学を統括する実質的な責任と権限を持つものとし、副学長をもって充てる。

(3) コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つものとし、学部長及び研究所長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費の運用・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

### (公的研究費の事務管理運営)

第4条 最高管理責任者は、交付内定を受けた公的研究費申請等に関する事務、予算執行及び経理に関する事務を、事務局の各担当部署（以下、「事務管理部署」という。）に委任する。

2 事務管理部署は、公的研究費の使用ルール等を研究者及び事務職員に対して分かりやすい形で周知する。

3 事務管理部署は、効率的かつ適正な予算執行管理を行うとともに、研究者に対して公的研究費の使用に関する助言を行わなければならない。

### (不正防止計画の策定及び実施)

第5条 コンプライアンス推進責任者は、公的資金を適正に運営及び管理し、不正を発生させる要因を把握するために、毎事業年度に不正防止計画を策定し実施しなければならない。

(不正防止計画の策定及び実施報告)

第6条 コンプライアンス推進責任者は、不正防止計画の策定が完了したときは、統括管理責任者に報告するものとする。

2 前項の報告を受けた統括管理責任者は、不正を発生させる要因があると認められる場合は、その策定について、コンプライアンス推進責任者に対して改善を命ずるとともに最高管理責任者に報告するものとする。

3 コンプライアンス推進責任者は、不正防止計画の実施が完了したときは、統括管理責任者に報告するものとする。

4 前項の報告を受けた統括管理責任者は、報告内容が適当と認める場合には、最高管理責任者に報告するものとし、報告内容が不適当と認める場合には、コンプライアンス推進責任者に対し改善を求めることができるものとする。

5 前項の報告を受けた最高管理責任者は、不正防止計画の策定や実施を基に、違法行為や不正が行われぬように組織内部をまとめ、適正に運営及び管理を行うものとする。

(不正防止計画の推進部署)

第7条 不正防止計画の推進を担当する部署は、研究支援センター事務室、総務課、会計課とする。

2 不正防止計画推進責任者として、事務局長を充てる。

(相談窓口の設置)

第8条 本学における公的研究費に係る事務処理手続きに関し、明確かつ統一的な運用を図るため相談窓口を置く。

2 相談窓口は、次の各号に掲げる部署とする。

(1) 公的研究費の公募・申請に関する相談窓口を、研究支援センター事務室とする。

(2) 公的研究費の予算の執行及び経理に関する相談窓口を、総務課及び会計課とする。

3 相談窓口は、本学における公的研究費に係る事務処理手続きに関する学内外からの問い合わせに誠意をもって対応し、本学における効率的な研究遂行のための適切な支援に資するよう努める。

(通報窓口の設置)

第9条 本学における公的研究費の不正使用に関する学内外からの通報窓口を、研究支援センター事務室とする。

2 通報窓口は、通報を受けた不正使用に係る情報を速やかに最高管理責任者へ伝達しなければならない。

3 最高管理責任者は、通報を受けた場合、通報の受付から30日以内に、通報の内容の事実について確認し調査の要否を判断するとともに、調査を要する場合には調査委員会を設置しなければならない。また、報道や会計検査院等の外部機関からの指摘による場合も同様の取扱いとする。

(発注及び検収業務)

第10条 公的研究費による購入物品等の発注業務は、総務課において適切に行い、当該物品等の検収業務は、研究支援センター事務室において適切に行う。

2 特殊な役務（データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検など）に関する検収については、実効性のある明確なルールを定め運用する。

（業者への対応）

第11条 最高管理責任者は、不正な取引、癒着を防止するため、既往の取引実績を考慮した上で、必要と認められる場合には、業者へ誓約書の提出を求めることができる。

2 最高管理責任者は、不正な取引に関与した業者については、本学との取引を停止することができる。

（監査体制）

第12条 最高管理責任者は、公的研究費の監査を行うため、内部監査部門を設置する。

2 内部監査部門は、最高管理責任者若しくは最高管理責任者の指名する者、コンプライアンス推進責任者及び会計課長をもって組織する。

3 内部監査部門は、最高管理責任者の権限の下、公的研究費に関わるすべての監査を行うことができる。

4 内部監査部門は、会計書類の形式的要件等の財務情報に対する確認の他、大学全体の視点から、不正防止に係る体制の不備の検証も行う。

5 内部監査に当たっては、専門的な知識を有する者（公認会計士や他の機関で監査業務の経験のある者等）の参画を得るものとする。

6 監査結果は、最高管理責任者に報告する。

（監事の職務）

第12条の2 監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について本学全体の観点から確認する。

2 監事は、特に、統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認する。

3 監事は、第1項及び第2項で確認した結果について、理事会等において定期的に報告し、意見を述べる。

（誓約書の提出）

第13条 公的研究費の運営・管理に関わる全ての教職員は、公的研究費の使用に関する規定やルール及び行動規範等を遵守する旨の誓約書を最高管理責任者宛に提出するものとする。

（調査委員会の設置）

第14条 最高管理責任者は、不正使用の疑いが発生し調査が必要と判断された場合は、調査委員会を設置する。

2 調査委員会は、委員長にコンプライアンス推進責任者を充て、委員に研究倫理部会長、総務課長、会計課長、研究支援センター事務室職員、その他委員長が必要と認めた者（弁護士、公認会計士等、本学に属さない第三者を含む）若干名を充て組織する。

3 第三者の調査委員は、本学及び通報者、調査対象の研究者等（以下「対象研究者等」という。）と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

(守秘義務)

第15条 調査委員会の構成員その他本規則に基づき不正使用の調査に関係した者は、その職務に関し知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(調査の実施)

第16条 調査委員会は、不正使用の有無、内容、関与した者、その関与の程度及び不正使用の相当額等について調査を実施する。

- 2 調査中の該当の公的研究費は、一時的に執行停止とする。
- 3 調査委員会は、調査の実施に際し、対象研究者等に対し関係資料の提出、関係する事実の証明、事情聴取その他調査に必要な全ての事項を求めることができる。
- 4 調査委員会は、関連する部署等に対し、調査協力等適切な対応を指示することができる。

(認定、報告及び通知)

第17条 調査委員会は、不正使用の有無、内容、関与した者、その関与の程度及び不正使用の相当額等について認定を行い、その結果を書面により最高管理責任者へ報告する。

- 2 最高管理責任者は、前項の報告に基づき、対象研究者等に対し、調査結果を通知する。

(異議申立て)

第18条 調査結果を受けた対象研究者等は、調査結果の通知日から14日以内に最高管理責任者に対し、書面により異議申立てを行うことができる。

- 2 最高管理責任者は、異議申立てがあったときは、最高管理責任者の判断により調査委員会に対し、再調査の実施を指示することができる。
- 3 最高管理責任者は、異議申立ての内容が調査委員会委員に関するもので、委員の交代が適当と判断される場合には、調査委員会委員を交代させることができる。

(配分機関への報告)

第19条 最高管理責任者は、調査委員会の調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告しなければならない。また、必要な場合は、配分機関と調査方針、調査対象及び方法等を協議するものとする。

- 2 最高管理責任者は、調査の過程であっても、不正使用の事実が一部でも確認された場合には、速やかに不正の事実認定を配分機関に報告しなければならない。
- 3 最高管理責任者は、通報等の受付から最大210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の公的研究費等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出しなければならない。また、期限までに調査が完了していない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出しなければならない。
- 4 最高管理責任者は、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出しなければならない。また、配分機関から要請がある場合には、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じなければならない。

(措置)

第20条 最高管理責任者は、調査委員会により不正使用が認定された場合、認定した事案に係る懲戒処分を懲戒委員会へ付託する。

2 最高管理責任者は、当該の公的研究費の執行を停止するとともに、配分機関から不正使用に係る資金の返還命令を受けたときは、当該額を返還させるものとする。

(調査結果の公表)

第21条 最高管理責任者は、不正使用があったと認められたときは、不開示とする必要がある合理的な理由を認めた場合を除き、速やかに調査結果を公表するものとする。

(その他)

第22条 この規程に定めるもののほか、公的研究費の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、公告の日より施行し、平成27年4月1日より適用する。

附 則 (令和6年10月24日)

この規程は、公告の日より施行する。